

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 名古屋市 】
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>○ 運営協議会の構成員 「教育委員会」指導主事、「日本語教育相談センター」日本語学習支援コーディネーター、「初期日本語集中教室」初期日本語集中教室企画指導員</p> <p>○ 連絡協議会の構成員 「教育委員会」指導主事、「日本語教育相談センター」日本語学習支援コーディネーター、「初期日本語集中教室」初期日本語集中教室企画指導員・初期日本語集中教室指導員、母語学習協力員</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 運営協議会、連絡協議会において、日本語指導が必要な児童生徒のための支援システムの効果的な運用方法を検討したり、各部署の情報を共有したりした。</p> <p>(2) 日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する学校に、日本語教育適応学級担当教員を132名、日本語指導講師31名を配置した。「初期日本語集中教室」を2教室開設し、さらに遠隔型指導を1教室で実施し、学校生活に必要な初歩的・基本的な日本語を指導した。「日本語通級指導教室」を16教室設置し、教科学習に必要な日本語を指導した。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」の編成方法や内容および書式について、協議・検討した。</p> <p>(4) 日本語教育相談センターが、特別の教育課程(例)や教材集を蓄積し、学校からの相談に対応できるようにした。また、研修会で日本語指導に役立つ教材資料の紹介や講師から発達障害を抱える児童生徒の対応や進路指導に関する情報提供を行った。 オンライン日本語教育の実施にかかるNPO法人からの教材、カリキュラム、児童の変容等に関する業務報告の提出、教員研修等による本市教員へのノウハウ等の蓄積ができた。</p> <p>(5) 「日本語通級指導教室」を16教室設置し、教科学習に必要な日本語を指導した。名古屋国際センターと共催で外国人の中学生と保護者向けに進路ガイダンスを行った。</p> <p>(7) 母語学習協力員と母語学習協力員スーパーバイザーにタブレット端末を配布し、日本語指導への活用を図った。また、初期日本語集中教室に遠隔型指導を1教室設置した。さらに、オンライン日本語教育に係るNPO法人への業務委託事業を試行実施した。さらに、オンラインを活用した日本語指導や教員向け研修を試行校で実施した。</p> <p>(9) 各学校では「特別の教育課程」を実施する児童生徒を対象に、本市独自の日本語習得表に基づいて個々の日本語能力を判定し、日本語能力の向上の度合いを測定、検証に活用した。初期日本語集中教室(遠隔型指導)では、入級に際して面談を実施し、DLA検査を行って個々の日本語の習得状況を把握している。 オンライン日本語教育では、DLAを用いて対象児童の日本語能力を事前評価し、コースを設定のうえ、コース別に対象児童を振り分けた。また、事後も同様にDLAを用いて日本語能力の評価を行い、日本語力の向上度合いを測定した。</p> <p>(10) 日本語指導が必要な児童生徒が特に多く在籍する小中学校36校に、母語学習協力員46人を配置した。高等学校へは母語指導補助員を3名配置した。また、『日本語教育相談センター』に「日本語学習支援コーディネーター(6人)」を配置し、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校、『初期日本語集中教室』、『日本語通級指導教室』、「母語学習協力員」配置校などの関係部署の間の連絡調整を行った。</p>

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒のための支援について、運営協議会や連絡協議会において検討や協議を行うことで、共通理解を深めることができ、組織的な支援体制を構築することができた。
- (2) 教員の配置により、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において取り出しや入り込みによる指導を行うことができた。これによって、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校での早期適応の一助を担うことができた。
- (3) 各学校で「特別の教育課程」を編成し、取り出し指導を着実に実施できた。5月に「特別の教育課程日本語指導計画」の作成及び提出、3月に指導成果を提出させることで、指導成果を数値で把握することができた。
- (4) 日本語指導のスタンダードや教材を提供することにより、日本語指導が必要な児童生徒が少ないため、人的配置が難しい学校でも、それを活用しながら日本語指導に取り組むことができた。
 オンライン日本語教育では、教員研修や業務委託内で作成したカリキュラム・報告書を参考に、業務委託終了後も活用できるNPO法人のノウハウを得ることができた。また、実践検証を踏まえ、民間事業者と連携したオンラインによる日本語教育の在り方や、今後の新たな学校における指導体制構築の展開について検討を進めることができた。
- (5) 市内16の学校に通級指導教室を設置し、日本語の初期指導が終了した児童生徒を対象に学習言語の習得に努めることができた。名古屋国際センターと連携して行った進路ガイダンスでは、保護者・児童生徒に母語で説明・相談できるようにすることで、適切な進路指導ができた。
- (7) 母語学習協力員と母語学習協力員スーパーバイザーにタブレット端末を配布したことで、日本語指導の教材作成の効率化が図られ、指導効果も高まった。また、初期日本語集中教室に遠隔型指導教室を設置したことで、これまで保護者の送迎が困難だったために入級できなかった児童も、初期の日本語指導を受けることができるようになった。遠隔型指導では、10人が受講できるので、結果的に対面指導の入級待ちをしている児童生徒の待機期間を短縮させることにつながった。
 オンラインによる日本語教育では、オンラインを活用することで、時間的制約や場所的制約が軽減され、指導を必要とするより多くの児童に日本語指導の機会を提供することができた。また教員向け研修もオンラインを活用し一度に実施することができ、NPO法人のノウハウを得ることができた。
- (9) 各学校で行っている日本語習得表に基づく判定では、年度末に、平均1.6ポイント、日本語習得レベル(段階の向上が確認できた。また、初期日本語集中教室の遠隔型指導においては、DLA検査の結果から、受講した11名の児童の日本語習得レベルの向上を確認することができた。特に、日常生活言語、会話力に関しては入級時と比べて36(一番伸びが少なかった児童)～87(一番の伸びた児童)ポイント上昇した。
 オンラインによる日本語教育では、DLAを用いて事前と事後に評価をすることで、本事業を通じた対象児童の日本語力の変容がわかり、児童の日本語力の向上を明確に把握することができた。
- (10) 母語学習協力員配置校では、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じて、学校生活に必要な基本的な日本語指導、教科学習に必要な学習言語の指導、学校生活への適応指導の補助を行い、学校生活への早期適応の一助を担うことができた。また、日本語が通じない対応言語の保護者との通訳や学校だよりの翻訳なども行い、学校の助けとなった。巡回指導では、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じて、日本語指導や適応指導の補助を行い、学校への早期適応の一助を担うことができた。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	1,984人 (180校)	659人 (76校)	0人 (0校)	59人 (2校)	0人 (0校)	5人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		1,831人 (155校)	609人 (68校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	5人 (1校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・ 母語学習協力員は来年度も2名、日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している学校への母語学習協力員の配置拡充する予定であるが、対応言語の中でフィリピン語の人材が不足している。集住化や散在化と多言語化といった状況が進行しており、現在の5言語では対応できない地域も出てきている。母語学習協力員の言語と人数についての拡大が必要である。
- ・ 学校からの巡回指導の要請に対して、フィリピン語は40%程度、ポルトガル語50%程度、中国語は60%弱、ネパール語は約11%、ベトナム語は約13%の対応割合となっている。母語学習協力員を増員することで、対応割

合を上げていきたい。

- ・ オンラインによる日本語教育について来年度は対象校数及び対象校種を拡充し、中学校を含めた4校におけるオンライン日本語教育の実践手法の確立に向けた検証を進める予定である。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。